

※市内は、市外局番 0287 を省略した表記にしています。

庁舎名
 本庁舎(共聖社108-2)
 西那須野庁舎(あたご町2-3)
 塩原庁舎(中塩原1-2)

大田原税務署 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、還付申告者の申告相談を2月15日以前でも受け付けます。
 確定申告 大田原税務署では確定申告会場を次のとおり開設します。※市会場の開設は広範なすしおぼら2月号でお知らせします。
 所得税・個人消費税 ▶とき：1月23日(月)～3月15日(水) 午前8時30分～午後4時受付 ▶問い合わせ 大田原税務署 ☎0287(22)3115

軽自動車の車検は、**軽JNKs**で変わる!

令和5年1月から、**Idoshazei Nofu Kakinin System** ジェンクス
 軽自動車納付確認システム(軽JNKs)で、**継続検査窓口**での**納税証明書の提示**が**不要**になります!

「軽」を買ったら、**軽自動車OSS**

軽自動車ワンストップサービス
 令和5年1月から新車購入時の軽自動車保有関係手続が対象になります!

軽自動車の各種手続がインターネットで行えるシステムがスタートしました

軽自動車各種手続がオンラインで済むサービスがスタート

水道管が破裂してしまったり

水が吹き出している場合、メーターボックス内にある止水栓を閉め、水流を止めてください。水が止まらない場合は、タオルを破損部分に巻きつけるなどの応急処置を行い、市指定の給水装置工事業者に連絡してください。※事業者の詳細は、市ホームページを確認してください。

お問い合わせ
 西管理課 ☎(22)5100

住まい・環境

水道の凍結に要注意!

気温がマイナス4度以下になると、水道管の凍結、破裂の可能性が非常に高くなります。屋外の水道管や蛇口には、市販の保温材や凍結防止帯を巻くと効果的です。また、メーターボックス内に保温材を入れて冷たい空気の侵入を防ぐことで、メーターや止水栓の凍結を予防できます。

蛇口が凍結してしまったり
 タオルをかぶせ、ぬるま湯をかけてください。

本課税課 ☎(62)7179

た。詳しくは市ホームページを確認してください。

お問い合わせ

1月の納税

1月31日(火)が納期限です

- 市県民税 第4期
- 国民健康保険税 第7期
- 後期高齢者医療保険料 第7期
- 介護保険料 第6期

～納税は便利な口座振替で～

お問い合わせ
 本環境課 ☎(62)7141

薪ストーブは、不適切な利用をすると大気や健康に影響を及ぼしたり、近隣住民とのトラブルの原因になります。適正に利用しましょう。

薪ストーブは、**適正に利用しましょう**

《使い方5箇条》

- ①乾いた無垢の燃料を使いましょう
- ②熱効率の高いストーブを選び、正しく設置して性能を発揮させましょう
- ③可燃物からの距離を保ち、火事を起こさないように注意しましょう
- ④こまめに清掃し、シーズンオフには点検しましょう
- ⑤ストーブの煙や臭いが近所の迷惑にならないようにしましょう

お問い合わせ
 本環境課 ☎(62)7141

10月の火災と救急

火災	救急
建物 0件	交通事故 35件
林野 0件	急病 304件
その他 1件	その他 122件
本年の累計 18件	本年の累計 4,373件

▶火災のテレホンサービス ☎0287(22)0119

山林を相続したけど場所もわからない
 伐採したので処分したい
 山林を伐採したい

その山林買取ります!

数量限定

問合せ先(担当:岩田)
 0287-20-8005 青葉組 検索

農業用軽油免税証の交付申請を受け付けます

新型コロナウイルス感染拡大防止対策のため、受付順に申請時間を指定しますので、指定された時間に合わせて再来場をお願いします。当日の混雑状況により、早めに受け付けを終了する場合があります。

事前予約・問い合わせ
 大田原県税事務所 ☎0287(23)4172
 ※2月27日に移転予定。
 (移転先住所：大田原市本町2-2828-4 那須野が原ハーモニーホール向かい)

交付日程

とき(月)	対象地区	受付時間	ところ
17日(火)	塩原・常根	午前9時15分～11時30分	本201・202 会議室
18日(水)	西那須野*1		
19日(木)	西那須野*2		
20日(金)	黒磯	午後1時～3時	
23日(月)	鍋掛		
24日(火)	東那須野		
25日(水)	高林		

次に該当する人は各指定交付日の午後の受付時間に受け付けます

- ・新規申請する人
- ・耕作面積変更などで交付数量の追加を希望する人

注意事項

- ・混雑を避けるため、可能な限り指定日に来てください。
- ・使用している機械に変更がある人は、変更内容の分かるもの(メモなど)を持参してください。
- ・初めて申請する人は、事前に大田原県税事務所まで連絡してください。
- ・会場以外での追加の申請は2月9日から大田原県税事務所まで受け付けますので、事前予約をしてください。
- ・当日は、マスクの着用や会場での検温に協力をお願いします。体調の優れない人、1週間以内に発熱などの症状があった人は、後日大田原県税事務所まで申請してください。

*1 一区町、二区町、三区町、四区町、二つ室。
 *2 上記*1以外の地区。

手続きに必要なもの

申請区分	使用者証	報告書	納品書	耕作証明書	交付手数料
使用者証	継続	○	○	追加の申請をする場合	—
	更新	○	○		420円

農耕車も軽自動車税の登録手続きが必要です

トラクターやコンバインなどの農耕用車両のうち、人が乗って操作する車両は軽自動車税の課税対象です。公道を走るかどうかにかかわらず登録が必要です。ナンバープレートが付いていない車両を持っている人は、早めに登録手続きをしてください。

※登録が遅れた場合、さかのぼって課税されることがあります。

必要なもの

- ・店で購入した場合 → 販売証明書
- ・譲渡された場合 → 廃車証明書と譲渡証明書

お問い合わせ 本課税課 ☎(62)7179

マッサージを受けている方へ

「栃木県/あんま・はり・きゅう施術所一覧」ご存じですか?
 栃木県が作成し、ネットで公開している有資格マッサージ師・鍼灸師だけが掲載された名簿です。

名簿を必ず確認!

今すぐネットで検索!!!
 「栃木県/あんま・はり・きゅう施術所一覧」

お問い合わせ
 黒磯治療院 小柳 0287-63-9214 (施術の予約は受けられません)